

鳥労発基 0914 第 3 号
令和 3 年 9 月 14 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



防爆構造電気機械器具の型式検定に係る検定の方法等の改正について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、登録型式検定機関が行う防爆構造電気機械器具の型式検定に係る検定の方法等については、「登録製造時等検査機関が行う製造時等検査、登録個別検定機関が行う個別検定及び登録型式検定機関が行う型式検定の適正な実施について」（平成 17 年 4 月 1 日付け基発第 0401035 号。以下「平成 17 年通達」という。）の別紙 3 「型式検定に係る検定の方法等」（以下「別紙 3」という。）の「表 3 防爆構造電気機械器具」に定められていますが、今般、機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号）第 7 条ただし書の規定により新規検定申請者の希望する場所で行う新規検定において、これを遠隔で行う場合における検定の方法等が定められ、別紙 3 が下記のとおり改正されましたので、適正な検査、検定の実施についてお願い致します。

記

平成 17 年通達の一部を次のように改正し、令和 3 年 9 月 1 日から適用する。

1 別紙 3 の 1 の (1) に、以下を追加する。

ただし、防爆構造電気機械器具の型式検定であって、検定則第 7 条ただし書の規定により新規検定申請者の希望する場所で行う新規検定として、登録型式検定機関の検定員が遠隔で指示等をする方法によるもの（以下「遠隔検定」という。）を行う場合は、以下によること。

ア 検定則第 8 条第 1 項第 2 号イからニまでに掲げる事項の確認に係る詳細事項について、必要に応じ、あらかじめ申請者と協議の上定めておくこと。

イ 双方向動画（音声付き）中継を行い、検定員は、設備や書類の提示を指示することにより確認すること。なお、動画を録画する必要はないこと。



ウ 設備等は製造番号等で識別すること。

エ 遠隔検定に係る記録は、遠隔検定でない型式検定における実地調査の記録と識別できるようにした上で、帳簿に記載の日から10年間保存すること。

オ 型式検定合格証発行までの間、必要が生じた場合は、設備等を再確認すること。

2 別紙3の1に(3)として、以下を追加する。

(3) 検定則第7条ただし書の「その他特別の事情がある場合」とは、「現品が特殊な構造等のため、検定に必要な検査または試験の設備が現品の所在する場所のみにある場合等」(昭和47年9月18日付け基発第601号の2)のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため等、新規検定申請者の使用する労働者又は登録型式検定機関の検定員の安全と健康を確保するため必要がある場合が含まれること。

3 別紙3の「表3 防爆構造電気機械器具」を別紙のように改める。